

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
職 種	特別支援学校看護師
採用予定人数	10 名程度
従事すべき業務の内容	勤務校において、医療的ケアが必要な児童生徒に対して、医療的ケアを行うとともに、医療的ケアに必要な医療器具等の管理・点検等の業務を行う。
応募資格	○ 次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・ 看護師免許を所有していること。 ・ 勤務可能な地域に居住していること。 ・ 心身が健康であること。 ・ 学校教育に理解と熱意があること。 ・ 職業に従事している場合にあっては、特別支援学校看護師の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	次のいずれかの勤務形態を基準とする。ただし、勤務時間については、相談の上、校長が割り振る。 ① 1 日当たり 5 時間 45 分、1 週間当たり 5 日、年間 239 日勤務 ② 1 日当たり 5 時間 45 分、1 週間当たり 3 日、年間 140 日勤務
休 暇	愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（ただし、学校行事のある場合は勤務を振り替えるものとする）
報 酬 等	・ 報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 4 医療職給料表（三）2 級 5 号給から同表 2 級 39 号給までの額とする。1 年目は、上記勤務日及び勤務時間それぞれについて、勤務経験年数に応じて次の日額を基準とする。ただし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 日額 7,620 円 ～ 8,987 円（1 年未満～5 年以上） ・ 通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・ 期末手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。
退職に関する事項	・ 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・ 特別支援学校看護師としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・ 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・ 秘密を守る義務（同法第 34 条） ・ 職務に専念する義務（同法第 35 条） ・ 政治的行為の制限（同法第 36 条） ・ 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・ 公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

希望者は平日の 9：00 から 16：00 までに本校事務室へお越しいただくか、電話でお申し込みください。

愛媛県立しげのぶ特別支援学校
担当 事務長
Tel 089-964-2258